

出席停止について

学校保健安全法に定められた学校感染症（下表参照）と診断された場合、感染拡大を防ぐため、治癒するまでの決められた期間、出席停止となります。

医師の診断を受けられた後は、速やかに学校へご連絡いただき、**病名及び医師から指示のあった出席停止期間**をお知らせください。

医師による証明書（出席停止意見書、登校証明書）は当面は提出不要ですが、感染症の種類によっては、登校を再開する際に、再度医師による診察および指示をお受けください。

【参考】

1 学校において特に予防すべき感染症の種類

第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ
第二種	インフルエンザ（特定鳥インフルエンザを除く）、百日咳、麻しん、流行性耳下腺炎、風しん、水痘、咽頭結膜熱、新型コロナウイルス感染症、結核、髄膜炎 菌性髄膜炎
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 その他の感染症（※）

※ その他の感染症とは

学校での感染拡大を防ぐため、校長が必要と判断した場合に、第三種の感染症として、出席停止の措置をとることができる疾患です。（明確な出席停止の規定はありません。）

- 溶連菌感染症 ●感染性胃腸炎 ●伝染性紅斑 ●手足口病
- ヘルパンギーナ ●マイコプラズマ感染症 ●ウイルス性肝炎 など

2 主な学校感染症の出席停止期間の基準（学校保健安全法施行規則第18条）

インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）	発症後5日を経過し、 かつ 、解熱後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消えるまで、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで
麻しん（はしか）	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫れが発現した後5日を経過し、 かつ 全身状態が良好になるまで
風しん（三日はしか）	発疹が消えるまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主症状が消えた後2日を経過するまで
新型コロナウイルス感染症	発症後5日を経過し、 かつ 、症状が軽快した後1日を経過するまで
流行性角結膜炎（はやり目）	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで
その他の感染症	病状により医師が感染のおそれがないと認めるまで